

乗用車の車体用語

Glossary of Terms Relating to Body of Passenger Cars

1. **適用範囲** この規格は、乗用車の車体に関する用語（以下、用語という。）について規定する。
2. **制定の目的** この規格は、乗用車の車体に関する用語の標準化を図ることを目的とする。
3. **分類** 用語の分類は次のとおりとする。
 - 1) 基本
 - 2) 車体の構造に関するもの
 - 3) 車体の部位，形状に関するもの
 - 4) ボデーシェルに関するもの
 - 5) 車体機能部品に関するもの
 - 6) 要素部品に関するもの
4. **用語及び意味** 用語及び意味は、次のとおりとする。なお、参考として対応外国語，慣用語及び関連規格を示す。

- 備考**
1. 用語の一部に〔 〕を付けてあるものは、普通〔 〕内は省略する。
 2. 意味欄で用語の次に（ ）を付けて示した数字は、この規格における用語の番号を示す。
 3. 番号欄に“参考”と記載した用語は、関連規格の用語及び意味をそのまま転記したものである。
 4. 慣用語は、今後使用しない。